

ID: 1289

担当部署: 町民課

処分の概要	限度額適用認定証の再交付（第26条の3第5項の準用）		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p>【基準】</p> <p>省令第27条の14の2第6項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号イから八までの保険者の認定)</p> <p>第27条の14の2</p> <p>6 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日